

米国関連資料

損害賠償額に影響を与える「特許表示」と「故意侵害」

2020年06月29日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

米国の特許権侵害訴訟は、①損害賠償制度（懲罰的損害賠償を含む）、②高額の証拠開示制度（ディスカバリー）、③陪審制度（陪審員による事実認定）などの独自の制度を採用する。技術に十分に精通していない陪審員が訴訟の帰趨を左右し、また、故意侵害と認定された場合には損害賠償額が実損の最高3倍まで増額されるなど、米国の特許権侵害訴訟は予測困難でリスクが高い。

本紙は、上記①～③のうち、損害賠償制度に関連する「特許表示」を紹介する。米国では特許表示の有無が損害賠償額に大きく影響する。米国企業による特許出願は方法クレームを多く含むが、これは、方法クレームには特許表示義務が課されていないことも一因と言われている。

また、本紙では、故意侵害、とりわけ故意侵害に関連する「米国弁護士による鑑定」も併せて紹介する。*Halo Electronics, Inc v. Pulse Electronics, Inc*事件（2016年6月米国最高裁）によって、故意侵害の成立要件および立証基準が緩和された。その判例を考慮すると、「米国弁護士による鑑定」は防御戦略として重要である。

以下、米国特許訴訟において損害賠償額に影響を与える「特許表示」と「故意侵害」を紹介する。

【全4頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> :<http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> :<http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> :<http://design.ip-kenzo.com>

<法務部 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。